

1 日時 令和2年10月16日(金) 13:30~15:40

2 場所 静岡市上下水道局庁舎 7階71会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順、敬称略)14人出席/14人全体(うち1人リモート参加)

青山委員、内野委員、浦松委員、江川委員、落合委員、狩野委員、小塩委員、高山委員、田代委員、田中委員、松浦委員、宮下委員、森田委員、渡邊委員

(2) 上下水道局職員

丸岡上下水道局長、服部次長兼水道部長、石垣下水道部長、杉本水道技術担当部長、一柳経営企画課長、花村水道総務課長、杉山お客様サービス課長、星野参与兼水道基盤整備課長、望月参与兼水道管路課長、山下水道施設課長、浅井水質管理課長、見城水道事務所長、川越清水水道施設担当課長、宮崎葵北水道施設担当課長、稲葉水道維持担当課長、榊原下水道総務課長、石原下水道計画課長、森田参与兼下水道建設課長、大石下水道維持課長、大石下水道施設課長、佐野下水道事務所長、戸塚浄化センター担当課長

(3) 協議会事務局職員

一柳経営企画課長、石原下水道計画課長、外10名

4 傍聴者1人(報道1社)

5 内容

(1) 開会

(2) 議事

① 事務事業の外部評価意見まとめ

資料1 令和元年度 事務事業外部評価(案)

資料2 各事務事業に対する質問等への回答

資料3 令和2年度 第2回議事質問への回答

資料4 令和元年度事務事業評価(成果指標)算出根拠一覧

[松浦委員]

資料1のP9の外部評価(各委員の評価)および、資料2のP7のN0.21の内容について、道路陥没については発生をゼロにすることは現実的に不可能であり、発生箇所を指標にするのは必要なことと思う。しかし、計画を下回る場合であっても、発生した陥没により第三者に損害を与えるような重大事故が発生しているような場合には、この指標だけで評価するのは適正でないため、そのような事例が過去にないかを伺いたい。

[下水道維持課長]

重大な事故については近年発生している事例はない。市内の陥没は昨年も8件発生しているが、本管が陥没するような事故はめったになく、8件についても取付管箇所での陥没であり、市民に損害を与えるような陥没事故は現在発生していない。

[松浦委員]

今後、評価する際には陥没内容がどのような規模であるかを把握できたらと思うが、そのような内容は教えてもらえるのか。

[下水道維持課長]

陥没箇所の内容や規模についても外部評価で示すことは可能である。

[森田会長]

その他に事務局から示された内容に意見・質問がないため、資料1の内容を令和元年度事務事業に対する委員の外部評価とする。

## ② 令和元年度施策等の進行管理

施策の自己評価・外部意見聴取

資料5 施策評価シートの記載内容

資料6 【施策評価責任者】令和2年度 第4次中期経営計画 外部評価(令和元年度対象)

資料7 第4次中期経営計画の施策及び事務事業評価(令和元年度)

### ●政策1 施策(1) 重要な管・施設の地震対策(戦略的に重要なもの)

[松浦委員]

上下水道の管・施設の地震対策についてはかなり長い間、事業を実施していると思うが、それぞれについて、事業をいつから初めていて、計画どおりに実施した場合にいつ終わるのかをわかれば教えてほしい。

[水道基盤整備課長]

耐震化という概念は平成7年度の兵庫県南部地震によりできたもので、それ以前も耐震性能を備えた管などはあったが、上水道の管・施設について、耐震化の概念が確立して以降の耐震化事業の実施としては、第3次中期経営計画の計画期間である平成27年度からとなる。管・施設いずれもいつ終わるかはお答えできないが、早急に実施していきたいと考えている。

[下水道維持課長]

下水道事業についてははっきりした開始年度は不明であるが、平成10年以降に布設された管は現在の耐震性能に適合しているため、耐震化事業は平成10年度以前に布設された管を対象としているものである。

現在、重要な幹線等として474kmある管の整備を進めているところであるが、その中で部分的には耐震診断をすることにより管の耐震化が不要となる場合もある。また現在は、緊急整備・中期整備・長期整備という3段階のうち、第1段階の緊急整備を平成25年から令和4年までの間で完了する目標で進めているため、その先の中期・長期の終期がいつかについては現状ではお答えできない。

※以下の内容を質疑の後に補足の説明

耐震化事業を開始したのは平成20年度から実施を始めた。現在の計画は平成24年に策定し、平成25年度から実施しているものである。

### ●政策1 施策(2) 浸水対策(内部評価がA未満のもの)

[狩野委員]

資料7のP17に「パブリックコメントの実施までには至らず、基本構想の素案策定にとどまった」とあるが、この遅れは事務レベルでの遅れなのか、それともなにか支障があつての遅れなのか教えて

いただきたい。

[下水道計画課長]

前回の経営協議会でもお話したこととなるが、当初、令和4年度に予定している基本計画の際に実施する予定であったパブリックコメントを、関係課と協議を進め、基本構想のタイミングで実施する方針に転換した。

委託も作業量が多く、成果がでるまで時間を要し、更に委託による計画案ができた後に、パブリックコメントを実施することとなったため、年度内の対応は困難であった。

[江川委員]

②『『内水ハザードマップの作成・公表』の事務事業について、出前講座・説明会をR1計画以上に実施し、浸水被害軽減のための市民理解度向上のための取組をした』とあるが、これに対する実際の市民の反応や、参画度についてはどのようなものであったか教えてほしい。

[下水道建設課長]

出前講座の回数については、計画値を上回る6回開催することができた。市民の理解度という点でいえば、アンケートを出前講座で実施しており、計画値が80%のところ、94%という答えをいただいている。

[江川委員]

全国的にも浸水については大変な問題となっている。静岡市民が内水ハザードマップについて、積極的に意識を高めていくために、上下水道局のこれらの取組について参加しているという認識でよいか。

[下水道建設課長]

指標にある出前講座以外にも、関連するイベントがある場合にはマップの説明など行っている。それから防災部局が出している洪水ハザードマップでは、安倍川などの大きな川とセットで外水・内水について情報提供させていただいている。

[松浦委員]

この施策を構成している①雨水総合排水計画の更新、②内水ハザードマップの作成・公表、③雨水幹線・ポンプ場の整備の事務事業がある。

これらの関係として例えば、①の雨水総合排水計画の中身が更新されれば、②の内水ハザードマップ、③雨水幹線・ポンプ場整備に影響が出てくるような気がするのだが、①は第5次中期経営計画に反映されてくる方針であって、②、③は従来の計画のまま進むといったようなものであるのか。あるいは、①更新によって、②、③について第4次中期経営計画期間中であっても変わってくる可能性があるのか、これらの関係性について伺いたい。

[下水道建設課長]

①雨水総合排水計画は浸水対策のマスタープランである。②内水ハザードマップについては、ハードとソフトに大きく事業を分けるとソフトを担うもので、③雨水幹線・ポンプ場の整備はハードを担うものとなる。いずれも①雨水総合排水計画の実施計画となるため、①雨水総合排水計画が大幅に変わり、その変更内容を実施計画に反映できるものは、第4次中期経営計画時点であっても反映していく予定である（すでに現場が更新前の計画で動いているようなものは旧計画で実施する）。

●政策2 施策(1)管・施設の老朽化対策  
質疑なし。

●政策3 施策（2）温暖化対策

[内野委員]

「自然エネルギーの活用」の事務事業については、今後の取組を「小水力発電」に絞ってしまったということなのか。それとも、自然エネルギー導入可能性検討としては、幅広い導入の可能性余地を残しているということなのか。また、全体的な方針としては、自然エネルギーはものによっては採算性が合わないものもあるかと思うが、採算性を優先するのではなくパイロット事業的に新しいものにはどんどん取り組んでいく考えなのか。

[水道施設課長]

自然エネルギーの活用については、施設の運転状況にあわせた太陽光や風力発電といったものが主体となることが想定されるが、採算性についても意識し導入を検討している。今回導入した小水力発電については、上下水道局の所有する土地に、第三者の発電設備を設置させ、上下水道局としては土地代が収入として入り、第三者は売電による利益を得るような契約で導入している。

[内野委員]

ということは、今回の小水力については、自らの設備としての導入ではなく委託によるものなのか。

[水道施設課長]

小水力発電については委託という方式をとっているが、太陽光のパネル設置などについては自己でやっているような箇所もあり、条件によって選択肢は様々と考えている。

[小塩委員]

小水力については、発電設備の発電能力が制限されていると以前説明を受けたが、中部電力が購入予定の発電量を上回る発電量であるからなのか、それとも別の理由があって発電量が制限されているものなのか、理由を教えてください。

[水道施設課長]

中部電力から発電量の制限を受けている理由は、発電した電力を送電するための架線の条件によるものである。これについては改善のため、架線の改修に向けて中部電力と協議を進めているところである。

[田代委員]

資料7のP40に記載のあるとおり、昨今、話題となっているSDGsに配慮した経営を意識されているということで大変良い取組だと思うが、ここにあるSDGsの指標に関連付けてとあるが、私は6番（安全な水とトイレを世界中に）とか、7番（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）が該当するように思うが、上下水道事業ではさらに広い視野を持って取り組んでいることと思うので、どのように考えているのかを伺いたい。

[下水道施設課長]

下水道事業では「リサイクル率の向上」という事務事業において平成29年に炭化炉を設置した。これにより、本来であれば産業廃棄物として処理しなければならない下水を処理する過程で発生する汚泥を、焼却するのではなく、二酸化炭素が発生しない炭化物にリサイクルすることで、二酸化炭素を燃料化することが可能となった。この施設を効率的に運用することで、汚泥の100%リサイクルと、二酸化炭素の発生を削減していこうという取組のため、SDGs目標の6番（安全な水とトイレを世界中に）だけでなく、13番（気候変動に具体的な対策を）についても該当するというところでPRをしている。

[田代委員]

説明を聞いて、6番（安全な水とトイレを世界中に）、7番（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）だけでなく、12番（つくる責任、つかう責任）、13番（気候変動に具体的な対策を）についても意識していると感じた。

[松浦委員]

内野委員の質問と重複する内容であるが、今回の評価の対象は「温暖化対策」の施策評価ということで、事務事業レベルでは「小水力発電」の実施内容によって評価し、先ほどの説明では、上下水道局全体としては、太陽光など他の自然エネルギーの導入検討をしているとのことであった。そういったなかで、施策については、上下水道局全体の「小水力発電」以外の取組も勘案し評価する必要があると思うが、今回の内部評価は事務事業の取組である「小水力発電」とのリンクが強すぎるように思う。

外部評価を行う場合に、事務事業の取組にのみ着目するべきか、それとも上下水道局全体の検討内容を踏まえるべきか、どのような基準で評価すべきなのか教えていただきたい。

[経営企画課長]

事務局である経営企画課より回答させていただく。第4次中期経営計画のP40を御覧いただくと、政策としては「環境への負荷を軽減する」、施策としては「温暖化対策」という内容で、「自然エネルギーの活用」という事務事業としている。我々の中期経営計画上の目標としては、いろいろな自然エネルギーの活用ということも検討していきたいと考えているが、現状では幅広く取り組めていない状況であるため、令和元年度の評価としては、「小水力発電」の取組内容を外部評価の対象としていただきたい。

ただ、上下水道事業は、大量に電力を使用するものであるため、今後については、先ほど説明した太陽光など、他の自然エネルギーの導入についても検討し、課題解決にむけて努力していきたいと考えている。

●政策5 施策（2）職員の技術習得  
質疑なし。

●政策5 施策（3）財政の健全化

[狩野委員]

未収金の問題についてであるが、未収金の金額的なものはわかるが、市内で水道を供給している件数が何件で、未収金が発生している件数が何件あるかを伺いたい。

[下水道総務課長]

この場でお伝えできる詳細の数字を用意していないため、後日、まとめて回答をさせていただく。

[狩野委員]

給水停止というのは、人間が生活していく上で水道というのは絶対に必要なもので、生存権にも関係してくることであると思うが、給水を停止するという判断は、どんな基準で実施しているか。

[お客様サービス課長]

給水停止の判断は、条例上は水道料金を納めない人について実施できるものとされており、具体的には、水道料金を2期以上滞納している人が対象となってくる。ただし、御意見のとおり生活への影響が大きいことから、単純に2期の滞納者に対して給水停止措置をするのではなく、以下の手順で実施している。

①滞納が発生 → ②督促状を送付 → ③2期以上未納で給水停止対象者となる → ④電話等によ

る納付催告を実施 → ⑤給水停止の予告通知を滞納者宅に臨場し送達（滞納者と接触できれば、その場で納付折衝を行う） → ⑥ ⑤に対しても反応がない場合に給水停止を実施。

さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活困窮も考慮し、すぐに給水停止とするのではなく、個別の納付相談をふまえた対応をとっている。

### ③ 令和3年度 上下水道局当初予算編成方針について

資料8 令和3年度 上下水道局当初予算編成方針について

[内野委員]

非常に良い取組であると思う。おそらく6番「コロナ禍の先を見据えた事務事業の点検と危機管理体制の再構築」に入ると思うが、働き方改革としてコロナ禍と絡むようリモート会議、時差出勤、上下水道庁舎外の職員との会議などの取組については、この6番の中に含まれるということでのいいか。

[経営企画課長]

御意見のとおりこの6番の中に入っている。いま具体的に考えているのは、経営協議会のような会議にリモートでの参加が可能となるよう機器やシステムなどを予算要求することを考えている。なお、実施の方法は様々あり、具体的な内容については検討中のため、なにか良いアイデアがあるようであればぜひとも御教示願いたい。

[青山委員]

9つの重点項目を掲げ、コロナへの対応などに焦点をあてて予算編成をしていくことは必要で、この会議もリモート参加を活用するなど、かなり検討は進んでいることと思う。

ただこれについては様々な視野で検討が必要なことであり、下水道事業団としても必要な助言をしたいと考えているため、なにかあれば御相談いただきたい。（意見のため、回答はなし）

[浦松委員]

9番「課題、懸案事項の早期解決」については、様々なことが該当する（してしまう）と思うが、現時点で具体的におきている課題があれば教えてほしい。

[経営企画課長]

大きなものとしては、9月の議会で示した令和元年度の決算のなかで、各所管課から事業課題としてあがったものがあげられる。課題というのは日々発生してくるものであるが、この決算であげられた課題は早急に対応を図らなければならないものが多いため、これらについては優先的に予算化していきたいと考えている。

[狩野委員]

8番「債務負担行為を活用した発注・施工時期の平準化」に「発注時期が年度前半だけに集中しないように」とあるが、これは年度内に各工事を完了できるよう工期に余裕を持たせるために、年度当初に発注が集中してしまうと思うのだがこのような認識でいいか。

[経営企画課長]

まさに御指摘のとおりで、市の予算は単年度主義を原則としており、（上下水道局などの）企業会計については事業の特性上、市長部局と比較し予算の柔軟性はあるものの、発注・施工時期が集中してしまうことで、工事を施工する業者が通常どおり受注できないなどの課題がある。

債務負担行為というのは予算単年度主義の例外として、翌年度分までの予算を担保しておいて、前

年時点から契約を行うことができるというもので、この制度を活用して発注・施工時期を平準化することで、課題を解決していきたい。

④ 第4次中期経営計画の改定方針について

資料9 第4次中期経営計画の改定方針について

[浦松委員]

前提として伺いたいのだが、資料9にある「料金改定の延期による減収」、「新たな生活様式」、「デジタル化の推進についてはわかるが、「経費回収率の低下」については、料金改定を行う際にある程度予測を立てるものかと思う。この度の経費回収率の低下は、想定を上回るものであったのか、それとも想定どおりの数値なのかどうか伺いたい。

[経営企画課長]

水道事業においては、財政計画の想定範囲ではある。人口減少により水の需要が減り収入は減っていく一方で、更新需要など必要な経費はかかってきてしまうという現象が今後も続いてしまうことをお示ししたかったので、資料9では「策定時からの変化」として記載した。

⑤その他連絡事項

[事務局]

第2回の議事でもお話しした「雨水総合排水計画」のパブリックコメントについて、現在実施している。机においてあるカラーの資料が様式となっているため、ぜひとも意見をいただきたい。

確認

静岡市上下水道事業経営協議会会長

(署名)

---